

進路指導だより

職業科の校外販売会がありました

2月27日（火）に職業科（産業工芸科・被服科）はコープさが新栄店で、授業で作った製品の販売会を行いました。

職業科では、キャリア教育実践の一つとして「製品づくり・販売学習」を継続して行っています。



校外販売会（校外販売学習）のねらい

- ① 販売を目的とする製品をつくることで生徒たちの就労意識や働く力を高める。
- ② 接客を通して、挨拶やマナー、聞こえる人とのコミュニケーションを実践し、社会参加の力を伸ばす。
- ③ 自分たちがつくった製品をお客様に購入していただくことで働く意義や喜びを感じる。
- ④ 校外活動を通して、ろう学校や聴覚障害についての理解を広げる。

販売会のために製品づくりだけでなく、販売の準備や練習をしたり、チラシやポスターを作って配布したりと、職業科一丸となり頑張りました。

販売会当日は、開店前に長机を出したり商品を並べたりして会場準備を行い、開店後はレジや袋詰め、チラシ渡しなどの役割を果たし、笑顔で丁寧に接客することができました。

このような体験を通して、生徒たちに仕事の厳しさだけでなく働く喜びや意義を感じ取ってほしいと思います。また、ろう学校や聴覚障害への理解が広がり、生徒たちの一般就労や社会参加につながることを期待します。



進路のおはなし～「福祉的就労」について②

○「就労継続支援A型事業所」について(1)

「就労継続支援A型」とは、企業で働くこと（＝「一般就労」）が難しくても、雇用契約に基づく就労が可能な人のために行う、就労の機会や就労訓練を提供する就労系の福祉サービスの一つです。



ろう学校の卒業生で「就労継続支援A型」の事業所で働いている人も多くいます。

利用者は、A型事業所との間で雇用契約を結ぶので、最低賃金（佐賀県は令和5年10月から900円/時給）の給料が保障されます。その分、仕事内容は一般就労で働くのと同じようなものも多く、ある程度の「働く力」が求められます。

一般就労よりも、障害への支援や配慮を受けながら働くことができるので、安心して働けるメリットがあります。就労時間も比較的短めの事業所が多く、個別に対応をしてもらうことも可能です。

A型事業所で働く場合は、雇用契約を結ぶのでハローワークを通じて求人票に応募し、採用面接等を受け、就職が決まります。また、福祉サービスの利用でもあるので、市役所福祉課にサービス利用の申請を行う必要もあります。

A型事業所で今後も長く働いていくのか、A型事業所で働く力を向上させ一般就労を目指すのか、それとも自分のペースで働けるB型事業所へ移行するのかなど、A型事業所での就労を通じてさまざまな将来を模索することができます。

○「福祉的就労」の違い ※月収の目安は、佐賀県の令和3年度実績などを参考にしています

	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労移行支援
雇用契約	あり	なし	なし
賃金 利用料	給料が支払われる 利用料を支払う場合も ある	工賃が支払われる 利用料を支払う場合 もある	年収によっては 利用料を支払う場合 もある
月収の目安	70,000円～90,000円	10,000円～30,000円	基本的に無し
対象者	18歳～65歳未満	年齢制限なし	18歳～65歳未満
利用期間	定めなし	定めなし	2年（延長あり）